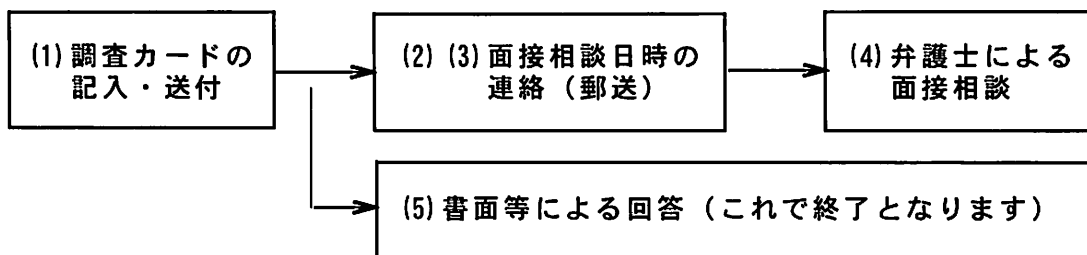


# 医療事故法律相談のご案内

## 1. 医療事故法律相談までの手順



### (1) 調査カードの記入・送付 (郵送)

この調査カードは、弁護士が事故内容について理解し、法律相談をスムーズに進めるための資料とさせていただきます。

お身体がご不自由で、代筆してくださる方がいらっしゃらないなどの理由で、どうしても記入ができないときには、遠慮なく電話でご連絡ください。

次の点に注意して、これまでの経過などを調査カードに記入し、ご郵送ください。

#### ※ ご注意

##### ①調査カードの記入について

1～28までの各質問について、その下の空白部分に、インク又はボールペンを用いてできるだけ詳しく記入してください。この調査カードに書ききれない場合には、別の用紙（できればA4サイズをご用意いただき、5枚程度を目安）に記入してください。

記入に際しては、事柄の起こった順に、分かる限りの年月日と合わせて記入ください。

##### ②現在、お持ちの資料送付について

お手元に診断書、診療情報提供書、説明及び同意文書がありましたら、これらについては、そのコピー（原本は必ずお手元に保管してください）を調査カードと同封してご郵送ください。

その他のカルテのコピー、フィルム、写真などの調査カード23に記載したような資料につきましては、相談日当日にご持参ください。

##### ③相手方医療機関への対応について

今回の調査カードの記入、あるいは医療事故法律相談のために、改めて相手方医療機関に対し、診断書類を求めたり、交渉したりなどはなさらないでください。

## (2) 面接相談日時のご連絡（郵送）

記入した調査カードが当医療事故相談センターへ郵送で届き次第、検討したうえ、弁護士の面接による法律相談を行う場合には、追って相談日時（原則として火曜日・木曜日の午後を予定しています）を郵送にて書面でお知らせします。

原則として調査カードが到着した順から面接相談日の設定をしております。相談を早く受けられたい特別な事情がある場合は、その旨、調査カードの余白などに記入してください。

但し、必ずしもご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

なお、現在、多数の相談申込みをいただいております、調査カード受領後、相談日までに3週間～1ヶ月程度の期間を要しております(期間は目安になりますので、詳細は「医療事故相談センター」までお問い合わせ下さい)。早い相談を希望されるお気持ちは十二分に理解しておりますし、私どももできる限り面接相談日までの時間を短縮できるよう努力しておりますので、どうぞ今しばらくお待ち下さい。

## (3) 面接相談日時のご連絡が届いたら

ご連絡書面に書いてある面接相談日時をご確認ください。

場所は「医療事故相談センター」です。

(名古屋市東区泉1丁目1-35ハイエスト久屋6階)

できる限りご連絡致しました日時に都合をつけていただいております。

ご連絡した相談日時ではどうしても都合が悪い場合、又は相談を取りやめたい場合には、速やかに当医療事故相談センターへご連絡ください。

事前に何のご連絡もなしに相談を欠席された場合には、医療事故法律相談の申込みを取り下げられたものとして処理させていただきますのでご了承ください。順番を待っていらっしゃる多くの被害者のためにも、決してご連絡のないまま相談を欠席するようなことはなさないでください。

#### (4) 面接による法律相談の実施

当医療事故相談センターにおける弁護士の面接による法律相談は、原則として1つの事故について1回の面接による法律相談で、60分までを目途としてこの時間内にできる範囲で、無料で実施しております。

重ねての相談の申込みの場合は、新しい事実が判明したなどの特段の理由がある場合を除いては、ご遠慮させていただいております。たくさんの相談申込みのご要望に広くお答えしたいと考えておりますので、ご了承ください。

なお、電話による法律相談は実施しておりません。

その後の法律相談の継続や受任については有料です。

その後の手続きについては、面接相談の折りに、担当弁護士から説明を受け、お渡ししますパンフレットをお読みください。

#### (5) 面接による法律相談をお断りする場合

調査カードを検討した結果、相談内容が法律相談の範囲にない場合などの理由によって、面接による法律相談をお断りする場合があります。この場合には、調査カードは厳封してご返却致します。